

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	市税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、市税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税に関する事務
②事務の内容	【業務全体概要】 地方税法、市税条例等に従い以下の事務を行う。 ①個人住民税事務 ②軽自動車税事務 ③固定資産税事務 ④収納事務 ⑤滞納整理事務 ※事務の内容詳細は各事務毎のシステムの機能を参照。 ＜中間サーバー・団体内統合宛名システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（団体内統合宛名システム要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。（団体内統合宛名システム、中間サーバー要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（団体内統合宛名システム、中間サーバー要件）
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム【対象事務:個人住民税事務】
	【A. 課税準備事務向け機能】 A-1. 給報総括表作成機能 : 給報総括表を作成する。 A-2. 新年度個人基本作成機能 : 宛名システムのデータより賦課期日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。 A-3. 住民税申告書作成機能 : 住民税申告書作成条件該当者に対し「住民税申告書」を作成する。 【B. 課税資料受付事務向け機能】 B-1. 資料登録機能 : 各種パンチデータ及び電子媒体資料の内容のチェック・宛名番号の自動付設を行い、資料テーブルへ登録する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 【C. 賦課決定事務向け機能】 C-1. 資料併合機能 : 課税資料受付事務にて登録した各種課税資料を個人単位(宛名番号単位)に併合して課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。併合時には個人番号を活用する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-2. 当初賦課データ作成機能 : 資料併合結果を基に住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-3. 当初特徴帳票作成機能 : 特別徴収税額通知書(特徴義務者用・納税義務者用)・特徴納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-4. 当初普徴帳票作成機能 : 普徴納税通知書・納付書を作成する。また普徴分と併せて年金特徴情報を納税通知書へ出力する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-5. 他システム用連携ファイル作成機能(当初用) : 当初分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携) 【D. 賦課更正事務向け機能】 D-1. 異動特徴帳票作成機能 : 異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特徴義務者用、納税義務者用)及び、各対象一覧・特徴納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-2. 異動普徴帳票作成機能 : 異動分を対象に普徴納税変更通知書・普徴納付書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-3. 他システム用連携ファイル作成機能(異動分) : 異動分の他課システム用の連携ファイルを作

②システムの機能	成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携) 【E. 調査事務向け機能】 Eー１．資料連絡箋作成機能：資料更正・賦課更正時に控除否認等で、資料連絡箋作成対象とした者の資料連絡箋(317条通知)及び、対象者一覧を作成する。また電子データとして扶養是正データを作成する。 Eー２．住登外課税通知作成機能：住登外課税者を対象に、住登外課税通知(294条3項通知)及び、対象者一覧を作成する。 Eー３．市外扶養調査機能：扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。調査の結果、未特定の被扶養者情報が判明した対象者について、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)を作成する。 【F. オンライン機能】 Fー１．個人基本照会・登録・変更機能：賦課期日時点の宛名を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養情報の管理を行う。 Fー２．資料照会・登録・変更機能：申告資料情報の照会・登録・変更を行う。宛番号未設分の資料データに対し宛番号設定を行う。資料併合結果を照会する。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 Fー３．賦課照会・登録・変更機能：賦課情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 Fー４．事業所照会・登録・変更機能：事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。 Fー５．帳票発行機能：証明書・所得等回答書・事業所/家屋敷課税照会書・住登外課税通知書(294条3通知)・納税通知書・普徴納付書・税額通知書・減免決定通知書、相続人代表者指定通知書、相続人代表者指定届、扶養親族(控除)確認書(個人宛)、扶養親族(控除)確認書(会社宛)、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)の発行、再発行を行う。 【G. 運用管理機能】 Gー１．管理外データ削除機能：年度別に管理しているデータに対し、管理年度外とするデータ削除処理を行う。削除対象データは外部保管用ファイルへ出力する。 Gー２．EUCデータ作成機能：EUC向けデータを作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他（)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	軽自動車税システム【対象事務:軽自動車税事務】
②システムの機能	【A. 車両異動】 Aー１．新規登録機能：軽自動車税申告書の内容をもとに義務者情報、標識情報、車両情報などの入力を行い、車両の新規登録を行う。 Aー２．番号変更機能：変更後標識情報、変更情報の入力を行い、車両の番号変更を行う。 Aー３．名義変更機能：変更後義務者情報、変更情報の入力を行い、車両の名義変更を行う。 Aー４．廃車機能：廃車情報の入力を行い、車両の廃車を行う。 Aー５．課税保留機能：申請書の内容又は、実態調査の内容をもとに課税保留の開始理由・開始年月日の入力を行う。 Aー６．減免・課税免除機能：申請書の内容をもとに減免の開始理由・開始年月日の入力を行う。 Aー７．車両台帳修正機能：車両情報の修正を行う。 Aー８．車両台帳照会機能：車両内容を中心に各種情報の照会を行う。 Aー９．通知書・決議書発行機能：納税通知書・調定決議書の初回発行や再発行を行う。 【B. 賦課決定】 Bー１．当初賦課機能：賦課期日時点の課税対象車両に対し、賦課計算を実施し、当初分の賦課データを作成する。 Bー２．当初通知書作成機能：当初賦課分の車両に対し、納税通知書を作成する。 Bー３．随時賦課機能：賦課データ未決分に対し、賦課データの決定を行う。 Bー４．随時通知書作成機能：随時賦課決定したデータに対し、増額異動であれば、納税通知書・調定決議書、減額異動であれば、税額変更通知書(減免の場合は減免決定通知書)・調定決議書を作成する。 Bー５．公示納期限変更機能：賦課データの納期限変更を行う。 【C. 調査集計他】 Cー１．各種一覧表作成機能：各種一覧表(登録、廃車、未廃車全件、非課税、電気など)を作成する。 Cー２．減免集計表作成機能：車種毎・減免理由毎に集計し、減免集計表を作成する。 Cー３．第33表課税状況調ファイル作成機能：第33表軽自動車税に関する調の形式で集計し、CSVファイルを作成する。

	【D. 軽協申告書連携】 D-1. 軽協申告書データ取込機能：軽自動車検査協会から受領した申告書データ又は、パンチした申告書データを取込む。 D-2. 軽協申告書一括更新機能：軽自動車検査協会から受領した申告書データの論理チェックを行い、OK分についてはデータ更新を行う。 【E. その他】 E-1. 管理外データ削除機能：廃車処理後、一定期間経過した車両データと当該車両とリンクする保留減免データ、特記データの削除を行う。 E-2. EUC用ファイル作成機能：車両テーブル、賦課テーブル、保留減免テーブルより、EUC用ファイルを作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	固定資産税システム【対象業務:固定資産税事務】
②システムの機能	【A. 土地】 A-1. 土地登記異動機能：土地登記情報の表示、更新を行う。土地権利情報の表示、更新を行う。土地権利情報の表示、更新を行う。土地分合筆処理を行う。 A-2. 土地現況異動機能：土地現況情報の表示、更新を行う。土地画地情報の表示、更新を行う。固定資産管理業務と連携を行う。 A-3. 土地課税情報作成機能：土地課税情報作成処理を行う。 A-4. 土地更正異動機能：各種更正処理を行う。 A-5. 土地評価替え機能：土地評価替計算処理を行う。土地評価基礎情報(路線単価、標準地単価)の表示、更新を行う。 A-6. 土地外部データ連携機能：土地データに関して外部との連携を行う。 A-7. 土地運用管理機能：土地EUCデータを作成する。 【B. 家屋】 B-1. 家屋登記異動機能：家屋登記情報の表示、更新を行う。家屋権利情報の表示、更新を行う。家屋区分所有登録処理を行う。 B-2. 家屋現況異動機能：家屋評価明細情報の表示、更新を行う。家屋評価システムとの連携を行う。 B-3. 家屋課税情報作成機能：家屋課税情報作成処理を行う。 B-4. 家屋更正異動機能：各種更正処理を行う。 B-5. 家屋評価替え機能：家屋評価替計算処理を行う。家屋評価基礎情報(経年減点補正率)の確認を行う。 B-6. 家屋外部データ連携機能：家屋データに関して外部との連携を行う。 B-7. 家屋運用管理機能：家屋EUCデータを作成する。 【C. 償却】 C-1. 償却申告異動機能：納税者情報及び申告書情報の表示、更新を行う。 C-2. 償却課税異動機能：償却課税情報の表示、更新を行う。償却一品情報の表示、更新を行う。 C-3. 償却外部データ連携機能：償却資産データに関して外部との連携を行う。 C-4. 償却運用管理機能：償却EUCデータを作成する。 【D. 賦課】 D-1. 当初賦課機能：当初課税データより名寄せし、賦課データを作成する。名寄帳、納税通知書を作成する。 D-2. 更正賦課機能：更正課税データより名寄せし、賦課データを作成する。名寄帳、納税通知書を作成する。 D-3. 賦課オンライン異動機能：更正異動に伴う賦課異動(収納連携、納期限変更等)を行う。 D-4. 概要調書機能：概要調書連携処理を行う。 D-5. 賦課外部データ連携機能：賦課データに関して外部との連携を行う。 D-6. 賦課運用管理機能：賦課EUCデータを作成する。 【E. その他】 E-1. 共有者異動機能：翌年用に固定資産税共有者最新データを管理し、最新データの表示、更新を行う。 E-2. 共有者運用管理機能：共有者EUCデータを作成する。 E-3. 証明書出力機能：オンライン処理にて固定資産税の各種証明書を出力する。

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[] その他 (	

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（OCR読込システム）
システム5	
①システムの名称	滞納システム【対象事務:滞納事務】
②システムの機能	【A. 納税者基本情報】 A-1. 納税者基本情報照会機能：納税者基本情報(滞納者の総合情報)を照会する。 A-2. 照会文書発行機能：滞納者の所在、滞納処分等に関わる各種照会文書の出力を行う。 【B. 滞納処分】 B-1. 繰上徴収機能：繰上徴収を行い、納期限を変更する。 B-2. 納付委託機能：納付委託を行う。 B-3. 分割納付機能：分割納付を行う。 B-4. 徴収猶予機能：徴収猶予(当初、延長)を行う。 B-5. 延滞金減免機能：延滞金減免を行う。 B-6. 差押機能：差押、参加差押を行う。 B-7. 交付要求機能：滞納者の財産に対して強制換価手続きが行われ、その手続きに参加して換価配当の請求を行うとき、交付要求の登録を行う。 B-8. 換価猶予機能：換価猶予(当初、延長)を行う。 B-9. 執行停止機能：執行停止を行う。 B-10. 時効中断機能：時効中断(中断、停止)を行う。 【C. 証券管理】 C-1. 証券管理機能：受託証券の管理を行う。 【D. 資産状況】 D-1. 資産状況機能：各種照会文書の回答より判明した財産内容を登録する。 【E. 公売管理】 E-1. 公売管理機能：公売管理を行う。 【F. 滞納者把握】 F-1. 受入機能： 収納状況から滞納者の基本データを作成する。 【G. 催告管理】 G-1. 催告書発行機能：催告書の出力を行う。 G-2. 一斉催告書作成機能：一斉催告書を出力する。 【H. 不納欠損】 H-1. 時効予定機能：時効予定のリストや不納欠損関連の帳票を出力する。 H-2. 時効決定機能：時効決定処理(不納欠損処理)を行うとともに各種不納欠損帳票を出力する。 【I. その他】 I-1. 統計機能：滞納に関する統計帳票(またはCSVファイル)を作成する。 I-2. EUCファイル作成機能：滞納業務において使用するEUCファイルを作成する。 I-3. 電話催告対象者ファイル作成機能：納税催告センターにおいて滞納者に電話催告をするために滞納システムで管理する滞納情報をファイルに出力する。 I-4. 管理外データ削除機能：保有年数を超えるデータについてマスタの削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（
システム6～10	

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	国税連携システム【対象事務:個人住民税事務】
②システムの機能	1. 国税連携データ送受信機能 国税庁から送信される確定申告書等に係るデータ、法定調書データを受信する。また、扶養正情報等データを国税庁へ送信する。 2. データ管理等機能 各地方公共団体は、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	固定資産管理システム【対象業務:固定資産税事務】
②システムの機能	1. 地図情報管理機能 2. 固定資産情報管理機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム10	
①システムの名称	家屋評価システム【対象業務:固定資産税事務】
②システムの機能	1. 作図機能 2. 家屋評価計算機能 3. 異動情報・評価数計算データ出力機能 4. 家屋評価データ作成(税務システム連携用データ)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	OCR読込システム
②システムの機能	1. 取込・チェック機能:領収済通知書のOCRスキャンを行い、必要に応じて修正を行う。 2. 入力・印刷機能:日報入力を行い、データが正しいことを確認後、ブルーリスト・日計表を出力する。 3. データ転送機能:市税総合オンラインシステム(MICJET)側に、消込用のデータを転送する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー ）
システム14	
①システムの名称	地方税共通納税システム(eLTAX)【対象事務:収納事務】
②システムの機能	1. 地方税共通納税データの審査と管理 2. 地方税共通納税データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム15	
①システムの名称	個人住民税システム(標準仕様準拠)【対象事務:個人住民税事務】
②システムの機能	【A. 課税準備】 ・給報総括表及び住民税申告書を作成する。 ・宛名システムより賦課期日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。 【B. 賦課決定】 ・資料併合結果を基に住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 ・特別徴収税額通知書(特徴義務者用・納税義務者用)・特徴納入書を作成する。 ・普徴納税通知書・納付書を作成する。また普徴分と併せて年金特徴情報を納税通知書へ出力する。 ・収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 ・当初分その他課システム用の連携ファイルを作成するとともに中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携) 【C. 賦課更正】 ・異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特徴義務者用、納税義務者用)及び、各対象一覧・特徴納入書を作成する。 ・異動分を対象に普徴納税変更通知書・普徴納付書を作成する。 ・収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 ・異動分その他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携) 【D. 調査】 ・住登外課税者を対象に、住登外課税通知(294条3項通知)及び、対象者一覧を作成する。 ・扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。調査の結果、未特定の被扶養者情報が判明した対象者について、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)を作成する。 【E. オンライン処理】 ・賦課期日時点の宛名を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。また該当個人に係る扶養情報の管理を行う。 ・申告資料情報の照会・登録・変更を行う。宛名番号未設分の資料データに対し宛名番号設定を行う。資料併合結果を照会する。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 ・賦課情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 ・事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。 ・証明書、所得等回答書、事業所/家屋敷課税照会書、住登外課税通知書(294条3通知)、納税通知書、普徴納付書、税額通知書、減免決定通知書、相続人代表者指定通知書、相続人代表者指定届、扶養親族(控除)確認書(個人宛)、扶養親族(控除)確認書(会社宛)、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)、申告特例非該当通知書の発行、再発行を行う。 【F. 運用管理】 ・管理年度外とするデータ削除処理を行う。削除対象データは外部保管用ファイルへ出力する。 ・EUC向けデータを作成する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム16～20	
システム16	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	【A. 課税資料受付】 - 各種パンチデータ及び電子媒体資料の内容のチェック・宛名番号の自動付設を行い、資料マスタを作成する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 【B. 賦課決定】 - 課税資料受付事務にて登録した各種課税資料を個人単位(宛名番号単位)に併合して課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。併合時には個人番号を活用する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 - 前年度の課税情報・扶養情報をもとに扶養設定自動更新を行う。 【C. 調査】 - 資料更正・賦課更正時に控除否認等で、資料連絡箋作成対象とした者の資料連絡箋(317条通知)及び、対象者一覧を作成する。また電子データとして扶養是正データを作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム17	
①システムの名称	軽自動車税システム(標準仕様準拠)【対象事務:軽自動車税事務】
②システムの機能	【A. 車両異動管理】 - 義務者情報、標識情報、車両情報などを登録・管理し、番号変更、名義変更、廃車、課税保留、減免・課税免除などを行う。必要に応じて、車両情報の修正や通知書・決議書の発行を行う。 【B. 賦課決定】 - 賦課期日時点の課税対象車両に対し賦課計算を実施して、賦課データ及び納税通知書を作成する。随時賦課についても同様に賦課データを作成し、必要に応じて納税通知書、調定決議書、税額変更通知等を作成する。 【C. 調査集計他】 - 各種一覧表(登録、廃車、未廃車全件、非課税、電気など)、減免集計表を作成する。また、第33表軽自動車税に関する調の形式で集計し、CSVファイルを作成する。 【D. 軽協申告書連携】 - 軽自動車検査協会から受領した申告書データ又はパンチした申告書データを取込を行い、データ更新を行う。 【E. その他】 - 廃車処理後一定期間経過した車両データと当該車両とリンクする保留減免データ・特記データの削除を行う。 - 車両テーブル、賦課テーブル、保留減免テーブルより、EUC用ファイルを作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

①個人住民税情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	
	その必要性	・個人住民税の適正かつ公平な賦課の実現のため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、4情報 : 本人確認、資料の名寄せ、市外扶養調査を行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 住民税の課税に必要(住民日の賦課期日判定など) ・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報 : 住民税賦課に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 住民税事務において参照に必要
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財政部 住民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (eLTAX)
③使用目的 ※		・課税資料の名寄せや申告書等の突合、扶養者の関連付けにより、適正な賦課事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	財政部 住民税課(個人住民税グループ)
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税資料受付事務 ・確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 ・ふるさと納税ワンストップ特例申請書に記載された個人番号を取得し、申請者の住所地市町村に対して通知する。 2. 賦課決定事務 ・資料併合時に同一人物の資料が複数存在する場合、名寄せのために個人番号を使用する。 3. 調査事務 ・納税義務者の市外居住の被扶養者(同一生計配偶者、控除対象配偶者、扶養親族)について、個人番号を使用して扶養要件を満たしているか否か、情報照会をする。 ・個人番号が記載されたリストを作成し、個人番号を使用して住民基本台帳ネットワークシステムで被扶養者の賦課期日現在の住所地を情報照会する。 ・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、非課税判定等を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、情報提供用データを中間サーバーに記録する。
情報の突合		・内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1		課税資料のデータパンチ
①委託内容		紙、イメージデータをもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		入札による業者選定
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		電算処理業務(労働者派遣)
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		税総合システム運用保守業務
①委託内容		アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステムズ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。
	⑥再委託事項	業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。

委託事項4		税総合システム機器保守業務
①委託内容		ハードウェア保守、OS保守
②委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サポートセンター
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。
	⑥再委託事項	業務仕様書のうち、機器の点検や障害時の修理、消耗品の交換等の一部作業。
委託事項5		税務システム標準化対応業務
①委託内容		税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業
②委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】株式会社データシステム米沢、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社富士通四国インフォテック、【再委託先】株式会社ワイ・シー・シー、【再委託先】アズウェル株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。
	⑥再委託事項	税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業のうち一部作業
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (72) 件 ☐ 移転を行っている (25) 件 ☐ 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表	
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税納税義務者(非課税者含む)及びその被扶養者等	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度	

提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務実施者（別紙2参照）
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、2項及び八戸市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務（別紙2参照）
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税納税義務者（非課税者含む）及びその被扶養者等
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の移転照会があった都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<八戸市における措置> ①ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋（コンピュータ室）に保管する。 ②申告書や電子ファイルなどは執務室内での取り扱いに限られており、使用後は定められた場所で施錠して保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
②軽自動車税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税納税義務者	
その必要性	・軽自動車税の適正かつ公平な賦課の実現のため。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認に必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：軽自動車税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財政部 住民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (陸運支局) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) ☐ 民間事業者 (軽自動車検査協会) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (eLTAX)
③使用目的 ※		・課税の根拠となる車両情報を基に納税義務者の特定により、適正な賦課事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	財政部 住民税課(法人諸税グループ)
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 申告書受付事務 ・納税義務者より提出された軽自動車税申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 賦課決定事務、賦課更生事務 ・生活保護受給情報、障害者手帳情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、軽自動車税の減免判定等を行う。 3. 軽自動車税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。
情報の突合		・上記項番1において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		電算処理業務(労働者派遣)
①委託内容		システムの運用管理、パッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	
税総合システム運用保守業務	
①委託内容	
アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	
[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステムズ	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。	
業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	
委託事項3	
税総合システム機器保守業務	
①委託内容	
ハードウェア保守、OS保守	
②委託先における取扱者数	
[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サポートセンター	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。	
業務仕様書のうち、機器の点検や障害時の修理、消耗品の交換等の一部作業。	
委託事項4	
税務システム標準化対応業務	
①委託内容	
税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業	
②委託先における取扱者数	
[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】株式会社データシステムズ、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社富士通四国インフォテック、【再委託先】株式会社ワイ・シー・シー、【再委託先】アズウェル株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。	
税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業のうち一部作業	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ① 1万人未満 ② 1万人以上10万人未満 ③ 10万人以上100万人未満 ④ 100万人以上1,000万人未満 ⑤ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<八戸市における措置> ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

③固定資産税情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産税納税義務者	
	その必要性	・固定資産税の適正かつ公平な賦課の実現のため。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認、賦課の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：固定資産税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財政部 資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、法務局) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (eLTAX)
③使用目的 ※		・固定資産の所有者、固定資産税の納税義務者及び納税関係者を特定し、適正な賦課事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	財政部 資産税課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税台帳の整備事務 ・償却申告書に個人番号を出力し発送する。(プレ申告書の送付) ・納税義務者(代理人)より提出された償却申告書記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 賦課決定事務、賦課更生事務 ・生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税の減免判定を行う。 3. 固定資産税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。
情報の突合		・上記項番1において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 4) 件
委託事項1		電算処理業務(労働者派遣)
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
②委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 1,000人以上
③委託先名		株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	
税総合システム運用保守業務	
①委託内容	
アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	
[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステムズ	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	
委託事項3	
税総合システム機器保守業務	
①委託内容	
ハードウェア保守、OS保守	
②委託先における取扱者数	
[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サポートセンター	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 業務仕様書のうち、機器の点検や障害時の修理、消耗品の交換等の一部作業。	
委託事項4	
税務システム標準化対応業務	
①委託内容	
税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業	
②委託先における取扱者数	
[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】株式会社データシステムズ、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社富士通四国インフォテック、【再委託先】株式会社ワイ・シー・シー、【再委託先】アズウェル株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業のうち一部作業	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<八戸市における措置> ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

④収納情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市税納税義務者	
その必要性	・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため。 ・個人を正確かつ迅速に特定し、収納業務を効率的に行うため。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	・個人番号、4情報 : 本人確認に必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 収納の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要	
	全ての記録項目	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財政部 収納課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、住民税課、資産税課、国保年金課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		・収納、還付、充当、納税証明書の発行等の収納管理業務を効率的に行うため。
④使用の主体	使用部署	財政部 収納課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		収納事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。 ・本人特定の手段として個人番号を使用する。
	情報の突合	・内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付て使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		電算処理業務(労働者派遣)
①委託内容		システムの運用管理、パッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	
税総合システム運用保守業務	
①委託内容	
アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	
[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステムズ	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。	
業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	
委託事項3	
税総合システム機器保守業務	
①委託内容	
ハードウェア保守、OS保守	
②委託先における取扱者数	
[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サポートセンター	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。	
業務仕様書のうち、機器の点検や障害時の修理、消耗品の交換等の一部作業。	
委託事項4	
税務システム標準化対応業務	
①委託内容	
税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業	
②委託先における取扱者数	
[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】株式会社データシステムズ、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社富士通四国インフォテック、【再委託先】株式会社ワイ・シー・シー、【再委託先】アズウェル株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。	
税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業のうち一部作業	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<八戸市における措置> ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
⑤滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	滞納者(過去の滞納者も含む)
その必要性	・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため。 ・個人を正確かつ迅速に特定し、滞納業務を効率的に行うため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認に必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：収納の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財政部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、住民税課、資産税課、国保年金課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		・促状送付や滞納者の財産調査および実態調査等の滞納整理業務を効率的に行うため。
④使用の主体	使用部署	財政部 収納課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		滞納整理事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。 ・本人特定の手段として個人番号を使用する。
		情報の突合 ・内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付て使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		電算処理業務(労働者派遣)
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	
税総合システム運用保守業務	
①委託内容	
アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	
[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステムズ	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。	
業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	
委託事項3	
税総合システム機器保守業務	
①委託内容	
ハードウェア保守、OS保守	
②委託先における取扱者数	
[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サポートセンター	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。	
業務仕様書のうち、機器の点検や障害時の修理、消耗品の交換等の一部作業。	
委託事項4	
税務システム標準化対応業務	
①委託内容	
税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業	
②委託先における取扱者数	
[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、【再委託先】株式会社データシステムズ、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社富士通四国インフォテック、【再委託先】株式会社ワイ・シー・シー、【再委託先】アズウェル株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。	
税務システム標準化に係るデータ移行、環境構築、テスト、関連システムとの連携に要する作業のうち一部作業	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ① 1万人未満 ② 1万人以上10万人未満 ③ 10万人以上100万人未満 ④ 100万人以上1,000万人未満 ⑤ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<八戸市における措置> ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税】

1. 続柄、2. 前年12月31日年齢、3. 本年1月1日年齢、4. 個人法人詳細区分、5. 個人基本種別、6. 個人基本廃止理由、7. 翌年廃止理由、8. 通称名優先区分、9. 在留の資格、10. 在留期間開始日、11. 在留期間終了日、12. カナ通称名、13. 漢字通称名、14. 市内市外区分、15. 住所自治体コード、16. 住所町名、17. 住所番地、18. 住所枝番、19. 住所小枝番、20. 住所番地編集区分、21. 住所、22. 方書、23. 宛名異動日、24. 宛名異動理由、25. 住民日、26. 住定日、27. 消除日、28. 本籍地、29. 筆頭者名、30. 個人基本寡フ区分、31. 個人基本勤学区分、32. 無申告調査結果、33. 特記情報、34. 翌年申告書発送区分、35. 生活扶助開始日、36. 生活扶助廃止日、37. 住民税申告書通知日、38. 催告通知書通知日、39. 最終催告通知書通知日、40. 住登地住所、41. 住登地方書、42. 総括表区分、43. 納入書区分、44. 媒体区分、45. 納期特例区分、46. 納期特例開始年月、47. 納期特例終了年月、48. 事業所廃止理由、49. 廃止年月日、50. 普徴事業所区分、51. 総括表資料番号、52. 月別人数、53. 月割額、54. 従業員状態区分、55. 給報種別、56. 入力カナ氏名、57. 入力生年月日、58. 資料収入種別、59. 事業所家屋敷区分、60. 扶養親族一特定、61. 扶養親族一同居老親、62. 扶養親族一老人、63. 扶養親族一他、64. 扶養障害一同居特障、65. 扶養障害一特別、66. 扶養障害一他、67. 乙欄区分、68. 死亡退職区分、69. 災害者区分、70. 外国人区分、71. 就職退職区分、72. 就職退職年月日、73. 年調未済区分、74. 摘要欄、75. 配偶者氏名、76. 配偶者生年月日、77. 扶養親族、78. 扶養親族生年月日、79. 扶養親族控除額、80. 専従者氏名、81. 専従者生年月日、82. 専従者給与額、83. 特例適用条文、84. 徴収希望、85. 事業税開廃業区分、86. 事業税開廃業年月日、87. 併合結果徴収区分、88. 租税条約区分、89. 住宅借入金等特別控除区分、90. 居住開始年月日、91. 課税区分、92. 特定扶養、93. 内同居老親、94. 老人扶養、95. その他扶養、96. 同居特別障害、97. 特別障害、98. その他障害、99. 非課税事由、100. 優先資料種別、101. 更正事由、102. 減免理由、103. 減免区分、104. 減免割合、105. 開始月期、106. 済月期、107. 事業所家屋敷課税区分、108. 月割額、109. 期割額、110. 登録年度、111. 異動届課税年度、112. 給与支払額、113. 社会保険料額、114. 退職金額、115. 勤続年数、116. 届出日、117. 期割充当額、118. 異動メモ内容、119. 通知書番号、120. 証明年度、121. 証明書番号、122. 証明書区分、123. 使用目的区分、124. 個人送達履歴、125. 従業員宛名番号、126. 事業所送達履歴、127. 扶養関連者資料種別、128. 扶養関連者資料番号、129. 回数割額、130. 年金特徴中止区分、131. 年金特徴済月、132. 資料種別、133. 郵便番号、134. 状態区分、135. 対象者通知区分、136. 対象者通知受入処理日、137. 税額通知区分、138. 特徴依頼処理日、139. 特徴依頼処理結果区分、140. 特徴依頼処理結果受入処理日、141. 停止依頼区分、142. 停止依頼月、143. 停止依頼処理日、144. 停止依頼処理結果区分、145. 停止依頼結果受入処理日、146. 特徴処理結果区分、147. 異動事由、148. 介護納付額、149. 国保納付額、150. 後期高齢納付額、151. 納付額総合計、152. 宛名番号、153. 宛名履歴番号、154. 異動区分、155. 異動年月日、156. 異動日、157. 課税年度、158. カナ氏名、159. 個人番号、160. 削除フラグ、161. 自治体コード、162. 指定番号、163. 住宅借入金等特定取得区分、164. 所得控除額、165. 所得控除件数、166. 所得控除、167. 調定年度、168. 資料廃止理由、169. 資料番号、170. 資料連絡箋出力理由、171. 生年月日、172. 送付通知書区分、173. 通知日、174. 登録区、175. 特定居住損区分、176. 納税者番号、177. 扶養関連者異動事由、178. 扶養関連者自治体コード、179. 扶養関連者種別、180. 扶養関連者状態区分、181. 扶養関連者宛名番号、182. 扶養関連者区分、183. 本人専従区分、184. 優先資料番号、185. 寡フ区分、186. 確申青白区分、187. 漢字氏名、188. 基礎年金番号、189. 基礎年金番号付設レベル、190. 勤労学生区分、191. 均等割区分、192. 控配区分、193. 受給者番号、194. 生活扶助区分、195. 専従その他、196. 徴収区分、197. 年金コード、198. 年金保険者番号、199. 否認理由、200. 夫あり区分、201. 本人障害区分、202. 未成年者区分、203. 老年者区分、204. 法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【軽自動車税】

1. 自治体識別コード、2. 登録年月日、3. 登録処理年月日、4. 廃車年月日、5. 廃車処理年月日、6. 標識回収区分、7. 課税年度、8. 調定年度、9. 賦課異動年月日、10. 賦課異動処理年月日、11. 税率、12. 減免額、13. 年税額、14. 通知税額、15. 納期限、16. 通知年月日、17. 通知書作成年月日、18. 納税組合番号、19. 調定年月日、20. 予定決定区分、21. 格納種別、22. 申請年月日、23. 開始年月日、24. 開始処理年月日、25. 障害者宛名番号、26. 解除年月日、27. 解除処理年月日、28. 特記情報、29. 取込年月日、30. 申告書連番、31. 異動年月日、32. 納税義務者区分、33. 所有者氏名、34. 使用者氏名、35. 旧標識記号、36. 旧標識番号、37. 処理済年月日、38. 受付年月日、39. 受付番号、40. 臨時標識番号、41. 許可開始日、42. 許可終了日、43. 運行経路、44. 運行目的、45. 運転免許証番号、46. 申請者宛名番号、47. 申請者住所、48. 申請者生年月日、49. 申請者氏名名称、50. 返納年月日、51. 処理年月日、52. 登録理由、53. 登録処理支所、54. 廃車理由、55. 廃車処理支所、56. 課税状況、57. 賦課異動理由、58. 開始理由、59. 開始処理支所、60. 解除理由、61. 解除処理支所、62. 異動理由、63. 旧標識、64. 返納状態、65. 処理事由、66. 課税区分、67. 型式、68. 義務者宛名番号、69. 原動機型式、70. 支所コード、71. 自治体コード、72. 車台番号、73. 使用者宛名番号、74. 初度検査年月、75. 所有者宛名番号、76. 定置場区分、77. 特例区分、78. 認定番号、79. 年式、80. 排気量、81. 標識記号、82. 標識番号、83. 車種、84. 車名、85. 車両、86. 所有形態、87. 定置場枝番、88. 定置場枝番、89. 定置場小枝番、90. 定置場自治体、91. 定置場町名、92. 定置場番地、93. 個人番号、94. 法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税】

1. 期割税額、2. 期割税額差額、3. 期割税額増減件数、4. グループ番号、5. プレハブ区分、6. プレ申告作成年月日、7. 宛名番号、8. 按分元番号、9. 按分元室番、10. 異動入力開始年月日、11. 異動入力終了年月日、12. 異動年月日、13. 一点単価、14. 一般分専有床面積合計、15. 陸地割合、16. 延床面積、17. 屋号、18. 仮換地番号、19. 価格、20. 加算帳簿価額、21. 加算評価額、22. 家屋番号、23. 課税画地更新後、24. 課税画地更新前、25. 課税地積、26. 課税地目、27. 課税土地一筆更新後、28. 課税土地一筆更新前、29. 課税年度、30. 課税標準額、31. 課税標準額合計、32. 課税標準帳簿価額、33. 課税標準評価額、34. 課税上限額、35. 画地更新後、36. 画地更新前、37. 画地住宅戸数、38. 画地住宅用地割合、39. 画地住非区分、40. 画地総地積、41. 画地番号、42. 画地筆数、43. 画地履歴番号、44. 開始年度、45. 階数、46. 外筆管理番号、47. 該当階、48. 確定税額、49. 管理番号、50. 鑑定価格、51. 関連番号、52. 関連物件番号、53. 既課税額、54. 期割税額件数、55. 期別税額、56. 規約共用分専有床面積、57. 規約共用分専有床面積合計、58. 規約分専有床面積合計、59. 共有者宛名番号、60. 共用部住宅床面積、61. 共用部非住宅床面積、62. 業種種目、63. 区分所有宛名番号、64. 区分所有減免開始年度期、65. 区分所有減免終了年度期、66. 区分所有減免適用区分、67. 区分所有減免率、68. 区分所有固定共用税額、69. 区分所有固定共用補正率、70. 区分所有更正事由、71. 区分所有更正年月日、72. 区分所有持分、73. 区分所有都計共用税額、74. 区分所有都計共用補正率、75. 区分所有非課税開始年度、76. 区分所有非課税終了年度、77. 区分所有非課税適用区分、78. 経過年数、79. 経年減点補正率、80. 軽減開始年度、81. 軽減終了年度、82. 軽減住宅戸数、83. 軽減床面積、84. 軽減地積、85. 軽減率、86. 決算期、87. 決定価格、88. 決定価格合計、89. 決定税額、90. 建築事由、91. 建物名称、92. 権利の目的、93. 権利原因、94. 権利原因年月日、95. 権利受付年月日、96. 減価処置年度、97. 減価率、98. 減少事由、99. 減少取得価額、100. 減免開始期、101. 減免開始年度、102. 減免終了期、103. 減免終了年度、104. 減免床面積、105. 減免税額、106. 減免税額合計、107. 減免税額帳簿、108. 減免税額帳簿合計、109. 減免税額評価、110. 減免税額評価合計、111. 減免相当帳簿価額、112. 減免相当帳簿価額合計、113. 減免相当評価額、114. 減免相当評価額合計、115. 減免対象課税、116. 減免対象課税合計、117. 減免地積、118. 減免率、119. 現況原因事由、120. 個人法人区分、121. 固定その他減免税額件数、122. 固定その他減免税額差額、123. 固定その他減免税額増減件数、124. 固定課税標準額、125. 固定課税標準額合計前年度、126. 固定課税標準額合計評価額、127. 固定課税標準額合計本則、128. 固定課税標準額合計本年度、129. 固定課税標準額合計本年度特例前、130. 固定課税標準額差額、131. 固定課税標準額前年度、132. 固定課税標準額本年度、133. 固定課税標準額、134. 固定課税標準額、135. 固定課税標準額、136. 固定確定税額、137. 固定確定税額件数、138. 固定確定税額差額、139. 固定確定税額増減件数、140. 固定区分土地課税標準額、141. 固定区分土地課税標準額差額、142. 固定区分土地課税標準額、143. 固定区分土地課税標準額、144. 固定区分土地課税標準額、145. 固定区分土地軽減税額、146. 固定区分土地軽減税額件数、147. 固定区分土地軽減税額差額、148. 固定区分土地軽減税額増減件数、149. 固定区分土地軽減対象課税額、150. 固定区分土地減免税額、151. 固定区分土地減免税額件数、152. 固定区分土地減免税額差額、153. 固定区分土地減免税額増減件数、154. 固定区分土地減免対象課税額、155. 固定区分土地税額、156. 固定区分土地税額件数、157. 固定区分土地税額差額、158. 固定区分土地税額増減件数、159. 固定軽減課税標準額、160. 固定軽減税額、161. 固定軽減税額件数、162. 固定軽減税額差額、163. 固定軽減税額増減件数、164. 固定軽減対象課税標準額、165. 固定減税額、166. 固定減免課税標準、167. 固定減免課税標準、168. 固定減免税額、169. 固定減免税額件数、170. 固定減免税額差額、171. 固定減免税額増減件数、172. 固定減免対象課税、173. 固定合計課税標準額差額、174. 固定合計課税標準額、175. 固定合計課税標準増減件数、176. 固定差引後税額、177. 固定算出税額、178. 固定資産税額、179. 固定資産税額件数、180. 固定資産税額差額、181. 固定資産税額増減件数、182. 固定小規模課税標準前年度、183. 固定小規模課税標準評価額、184. 固定小規模課税標準負担水準、185. 固定小規模課税標準負担調整率、186. 固定小規模課税標準本則、187. 固定小規模課税標準本年度、188. 固定小規模課税標準本年度特例前、189. 固定小規模類似比準割合、190. 固定小規模課税標準前年度、191. 固定小規模課税標準評価額、192. 固定小規模課税標準負担水準、193. 固定小規模課税標準負担調整率、194. 固定小規模課税標準本則、195. 固定小規模課税標準本年度、196. 固定小規模課税標準本年度特例前、197. 固定小規模類似比準割合、198. 固定条例減税額、199. 固定税額件数、200. 固定税額差額、201. 固定税額増減件数、202. 固定相当算出税額、203. 固定特例課税標準額、204. 固定特例課税標準額、205. 固定年税額差額、206. 固定年税額増減件数、207. 固定納付年税額、208. 固定納付年税額件数、209. 固定非住宅課税標準額前年度、210. 固定非住宅課税標準額前年度、211. 固定非住宅課税標準額前年度特例、212. 固定非住宅課税標準前年度、213. 固定非住宅課税標準評価額、214. 固定非住宅課税標準負担水準、215. 固定非住宅課税標準負担調整率、216. 固定非住宅課税標準本則、217. 固定非住宅課税標準本年度、218. 固定非住宅課税標準本年度特例前、219. 固定非住宅条例類似比準割合、220. 固定非住宅類似比準割合、221. 控除前評点数、222. 控除帳簿価額、223. 控除評価額、224. 更新後一棟情報、225. 更新後課税一棟集計情報、226. 更新後賦課情報、227. 更新後明細情報、228. 更新前一棟情報、229. 更新前課税一棟集計情報、230. 更新前賦課情報、231. 更新前明細情報、232. 更正期別、233. 更正決定年月日、234. 更正後物件所在地漢字、235. 更正事由、236. 更正年月日、237. 更正年度、238. 構成員宛名番号、239. 構成員持分番号、240. 番号、241. 合算区分、242. 催告状況、243. 再建築費評点数、244. 採用不整形地補正率、245. 災害、246. 三角地計算開始年度、247. 残存率帳簿、248. 残存率評価、249. 市街化区分、250. 市街化適用年度、251. 氏名漢字、252. 資産の所在地、253. 資産課税標準額、254. 資産課税標準額差額、255. 資産課税標準額、256. 資産課税標準額、257. 資産課税標準増減件数、258. 資産確定税額、259. 資産確定税額件数、260. 資産確定税額差額、261. 資産確定税額増減件数、262. 資産減免税額、263. 資産減免税額件数、264. 資産減免税額差額、265. 資産減免税額増減件数、266. 資産減免対象課税標準額、267. 資産税額、268. 資産税額件数、269. 資産税額差額、270. 資産税額増減件数、271. 資産年税額差額、272. 資産年税額増減件数、273. 資産納付年税額、274. 資産納付年税額件数、275. 資産名称、276. 資本金、277. 事業開始年月日、278. 持分番号、279. 時点修正率、280. 室番、281. 主要路線価番号、282. 取得価額、283. 取得価額合計、284. 取得年月、285. 種類区分、286. 受付番号、287. 需給補正率、288. 終了年、289. 住宅割合、290. 住宅戸数、291. 住宅部分床面積、292. 住宅用地割合、293. 所在地、294. 償却明細異動後、295. 償却明細異動前、296. 小規模外住宅用地割合、297. 小規模外地積、298. 小規模住宅用地割合、299. 小規模地積、300. 床面積、301. 上昇率、302. 状況類似番号、303. 職員番号、304. 申告受付日、305. 申告書受付年月日、306. 申告書発送年月日、307. 申告書発送番号、308. 申告年度、309. 申告連番、310. 人数、311. 数量、312. 正面その他補正率、313. 正面奥行価格逓減率、314. 正面奥行距離実測、315. 正面奥行長大補正率、316. 正面間口距離実測、317. 正面間口狭小補正率、318. 正面評点数、319. 正面路線番号、320. 税目、321. 税理士宛名番号、322. 税理士氏名、323. 税理士住所、324. 税理士電話番号、325. 積雪補正率、326. 専有床面積、327. 前基準年経年減点補正率、328. 前基準年再建築費評点数、329. 前基準年上昇率、330. 前基準年評価額、331. 前基準年平米当再建築費評点数、332. 前基準年理論評価額、333. 前年取得価額、334. 前年取得価額合計、335. 前年中減少価額、336. 前年中減少価額合計、337. 前年中取得価額、338. 前年中取得価額合計、339. 前年度価格、340. 前年度帳簿価額、341. 前年度帳簿価額合計、342. 前年度評価額、343. 前年度評価額合計、344. 想定整形地積、345. 増加月、346. 増加事由、347. 増加率、348. 増減調定額、349. 造成費、350. 側方1その他補正率、351. 側方1奥行価格逓減率、352. 側方1奥行距離実測、353. 側方1奥行長大補正率、354. 側方1加算率、355. 側方1間口距離実測、356. 側方1間口狭小補正率、357. 側方1評点数、358. 側方1路線番号、359. 側方2その他補正率、360. 側方2奥行価格逓減率、361. 側方2奥行距離実測、362. 側方2奥行長大補正率、363. 側方2加算率、364. 側方2間口距離実測、365. 側方2間口狭小補正率、366. 側方2評点数、367. 側方2路線番号、368. 損耗補正率、369. 耐用年数、370. 耐用年数変更耐年、371. 耐用年数変更年度、372. 宅地等本則年度、373. 単価、374. 担当者氏名、375. 担当者電話番号、376. 地区、377. 帳簿価額、378. 帳簿価額合計、379. 町丁名、380. 調査内容、381. 調査年月日、382. 調査番号、383.

調定年月日、384. 調定年度、385. 陳腐化耐用年数、386. 陳腐化年度、387. 通知書番号、388. 通知年月日、389. 通路開設計算開始年度、390. 通路開設補正率、391. 訂正書整理番号、392. 適用年数、393. 登記延床面積、394. 登記屋根、395. 登記階層、396. 登記建築日、397. 登記構造、398. 登記種類、399. 登記所在地、400. 登記床面積、401. 登記地積、402. 登記地目、403. 都計その他減免税額件数、404. 都計その他減免税額差額、405. 都計その他減免税額増減件数、406. 都計課税標準額、407. 都計課税標準額合計前年度、408. 都計課税標準額合計評価額、409. 都計課税標準額合計本則、410. 都計課税標準額合計本年度、411. 都計課税標準額合計本年度特例前、412. 都計課税標準額差額、413. 都計課税標準額前年度、414. 都計課税標準額本年度、415. 都計課税、416. 都計課税件数、417. 都計課税増減件数、418. 都計確定税額、419. 都計確定税額件数、420. 都計確定税額差額、421. 都計確定税額増減件数、422. 都計区分土地課税標準額、423. 都計区分土地課税標準額差額、424. 都計区分土地課税、425. 都計区分土地課税件数、426. 都計区分土地課税増減件数、427. 都計区分土地軽減税額、428. 都計区分土地軽減税額件数、429. 都計区分土地軽減税額差額、430. 都計区分土地軽減税額増減件数、431. 都計区分土地軽減対象課税額、432. 都計区分土地減免税額、433. 都計区分土地減免税額件数、434. 都計区分土地減免税額差額、435. 都計区分土地減免税額増減件数、436. 都計区分土地減免対象課税額、437. 都計区分土地税額、438. 都計区分土地税額件数、439. 都計区分土地税額差額、440. 都計区分土地税額増減件数、441. 都計軽減課税額、442. 都計軽減税額、443. 都計軽減税額件数、444. 都計軽減税額差額、445. 都計軽減税額増減件数、446. 都計軽減対象課税額、447. 都計減税額、448. 都計減免課税、449. 都計減免課税額、450. 都計減免税額、451. 都計減免税額件数、452. 都計減免税額差額、453. 都計減免税額増減件数、454. 都計減免対象課税額、455. 都計合計課税標準額差額、456. 都計合計課税、457. 都計合計課税増減件数、458. 都計差引後税額、459. 都計算出税額、460. 都計小規模課税額前年度、461. 都計小規模課税額評価額、462. 都計小規模課税額負担水準、463. 都計小規模課税額負担調整率、464. 都計小規模課税額本則、465. 都計小規模課税額本年度、466. 都計小規模課税額本年度特例前、467. 都計小規模課税類似基準割合、468. 都計小規模課税額前年度、469. 都計小規模課税額評価額、470. 都計小規模課税額負担水準、471. 都計小規模課税額負担調整率、472. 都計小規模課税額本則、473. 都計小規模課税額本年度、474. 都計小規模課税額本年度特例前、475. 都計小規模課税類似基準割合、476. 都計条例減税額、477. 都計税額件数、478. 都計税額差額、479. 都計税額増減件数、480. 都計相当算出税額、481. 都計特例課税標準額、482. 都計特例課税額、483. 都計年税額差額、484. 都計年税額増減件数、485. 都計納付年税額、486. 都計納付年税額件数、487. 都計非住宅課税額条例前年度、488. 都計非住宅課税額条例本年度、489. 都計非住宅課税額条例本年度特例、490. 都計非住宅課税額前年度、491. 都計非住宅課税額評価額、492. 都計非住宅課税額負担水準、493. 都計非住宅課税額負担調整率、494. 都計非住宅課税額本則、495. 都計非住宅課税額本年度、496. 都計非住宅課税額本年度特例前、497. 都計非住宅条例類似基準割合、498. 都計非住宅類似基準割合、499. 都市計画税額、500. 都市計画税額件数、501. 都市計画税額差額、502. 都市計画税額増減件数、503. 土地一筆価格更新後、504. 土地一筆価格更新前、505. 土地一筆更新後、506. 土地一筆更新前、507. 棟数、508. 棟番、509. 当初平米当再建築費評点数、510. 道路幅員計算開始年度、511. 道路幅員実測、512. 道路幅員補正率、513. 特記情報、514. 特例開始年度、515. 特例減少課税、516. 特例減少課税合計、517. 特例減少帳簿価額、518. 特例減少帳簿価額合計、519. 特例減少評価額、520. 特例減少評価額合計、521. 特例終了年度、522. 特例床面積、523. 特例地積、524. 特例率、525. 二方その他補正率、526. 二方奥行価格逓減率、527. 二方奥行距離実測、528. 二方奥行長大補正率、529. 二方加算率、530. 二方間口距離実測、531. 二方間口狭小補正率、532. 二方評点数、533. 二方路線番号、534. 年税額、535. 年税額過年度合計、536. 年税額差額、537. 年税額増減件数、538. 年度、539. 納期限、540. 納税組合番号、541. 納付年税額、542. 納付年税額件数、543. 農地区分、544. 農地転用期限、545. 農地転用区分、546. 農地転用条項区分、547. 農地転用年月日、548. 農地転用目的、549. 農地本則年度、550. 斧見取得価格、551. 非課税開始年度、552. 非課税終了年度、553. 非課税床面積、554. 非住宅、555. 非住宅割合、556. 非住宅地積、557. 非住宅部分床面積、558. 筆数、559. 標準地奥行距離、560. 標準地番号、561. 標準地路線価更新前、562. 標準地路線価番号、563. 表示の目的、564. 表示原因、565. 表示原因年月日、566. 表示受付年月日、567. 評価額、568. 評価額合計、569. 評価計算開始年度、570. 評価戸数、571. 評点数、572. 不均衡、573. 不整形想定奥行実測、574. 不整形想定間口実測、575. 不整形地計算開始年度、576. 不整形地補正率、577. 敷地権、578. 敷地権持分、579. 賦課修正理由、580. 物件数、581. 物件番号、582. 分合筆受付年月日、583. 分離対象番号、584. 分離対象室番、585. 分離対象物件番号、586. 平米当り評点数、587. 平米当再建築費評点数、588. 閉鎖年度、589. 補正、590. 補正開始年、591. 補正終了年、592. 補正率、593. 方法、594. 本年度価格、595. 本年度帳簿価額、596. 本年度評価額、597. 未完成、598. 未残高、599. 未残高合計、600. 無道路遠い奥行実測、601. 無道路奥行価格逓減率、602. 無道路近い奥行実測、603. 無道路地計算開始年度、604. 無道路補正率、605. 名義人宛番号、606. 名義人氏名、607. 名義人持分番号、608. 名義人住所、609. 明細SEQ番号、610. 明細延床面積、611. 明細屋根、612. 明細階層、613. 明細原因事由、614. 明細原因年月日、615. 明細更正事由、616. 明細更正年月日、617. 明細構造、618. 明細種類、619. 明細床面積、620. 明細数、621. 明細数合計、622. 明細番号、623. 明細用途、624. 免税点判定、625. 面積計算開始年度、626. 木非区分、627. 用途地区区分、628. 用途変更經過年数、629. 用途変更年、630. 履歴番号、631. 理論評価額、632. 路線価、633. 個人番号、634. 法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【収納】

1. カナ金融機関名、2. カナ支店名、3. 宛先識別番号、4. 宛名番号、5. 延滞金仮消込額、6. 延滞金過誤納額、7. 延滞金過誤納処理中額、8. 延滞金計算日、9. 延滞金減免区分、10. 延滞金執行日、11. 延滞金収入額、12. 延滞金収入件数、13. 延滞金調定額、14. 延滞金未納額、15. 加算金通知書発行日、16. 課税年度、17. 過誤納還付加算金分、18. 過誤納金額、19. 過誤納区分、20. 過誤納状態区分、21. 過誤納発生日、22. 過誤納番号、23. 過誤納本税分、24. 過誤納誤納区分、25. 回数、26. 確認番号、27. 括束番号、28. 括束連番、29. 完納日、30. 還付延滞金加算金、31. 還付加算金、32. 還付加算金計算区分、33. 還付金額、34. 還付支払日、35. 還付支払予定日、36. 還付充当通知書発行日、37. 還付請求日、38. 還付先宛名番号、39. 還付方法、40. 還付本税加算金、41. 還付理由自由入力、42. 期月、43. 期別、44. 金融機関コード、45. 金融機関名、46. 繰越年度、47. 決裁書発行日、48. 決裁書番号、49. 決裁日、50. 月別、51. 現年滞繰区分、52. 公示フラグ、53. 公示日、54. 公示入力日、55. 口座種別、56. 口座番号、57. 口座名義人カナ、58. 口座名義人漢字、59. 更新アクセスコード、60. 更新プログラムID、61. 更新時刻、62. 更新職員番号、63. 更新端末ID、64. 更新年月日、65. 更正決定通知日、66. 最終収入日、67. 最終領収日、68. 歳出還付支払日、69. 歳入還付支払日、70. 歳入歳出区分、71. 歳入年度、72. 指定納期限、73. 支店名、74. 事業年度開始日、75. 事業年度終了日、76. 時効予定日、77. 自治体コード、78. 取消区分、79. 収入日、80. 収納種別、81. 充当執行日、82. 充当処理日、83. 所得税更正通知日、84. 除算期間開始日、85. 除算期間終了日、86. 消込延滞金、87. 消込金額、88. 消込本税額、89. 申告区分、90. 申告連番、91. 税目コード、92. 前回更新アクセスコード、93. 前回更新プログラムID、94. 前回更新時刻、95. 前回更新職員番号、96. 前回更新端末ID、97. 前回更新年月日、98. 前納報奨金、99. 滞繰調定本税、100. 調査票出力年月日、101. 調書番号、102. 調定年月、103. 調定年度、104. 通知時還付方法、105. 通知書種類、106. 通知書番号、107. 低率終了日、108. 店舗コード、109. 督促公示日、110. 督促取消日、111. 督促状停止理由コード、112. 督促状発行日、113. 督促停止区分、114. 督促納期、115. 年調定額、116. 納期限、117. 納付額、118. 納付区分、119. 納付番号、120. 不納欠損区分、121. 不納欠損事由コード、122. 不納欠損処理日、123. 不納欠損本税、124. 分納有無フラグ、125. 文書作成日、126. 文書発行日、127. 返戻年月日、128. 返戻理由コード、129. 法定納期限、130. 法定納期限等、131. 本税仮消込額、132. 本税過誤納額、133. 本税過誤納処理中額、134. 本税収入額、135. 本税収入件数、136. 本税調定額、137. 本税未納額、138. 履歴番号、139. 領収日、140. 個人番号、141. 法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納】

1. 宛番号、2. 延滞金減免一延滞金減免額、3. 延滞金減免一延滞金処分額、4. 延滞金減免一開始年月日、5. 延滞金減免一基準年月日、6. 延滞金減免一決定年月日、7. 延滞金減免一決定職員番号、8. 延滞金減免一決定入力年月日、9. 延滞金減免一減免率、10. 延滞金減免一公示年月日、11. 延滞金減免一事由コード、12. 延滞金減免一終了年月日、13. 延滞金減免一所有、14. 延滞金減免一申請年月日、15. 延滞金減免一通知年月日、16. 延滞金減免一配達方法コード、17. 延滞金減免一予定職員番号、18. 延滞金減免一予定入力年月日、19. 延滞金分納額、20. 加算金分納額、21. 課税年度、22. 回数、23. 開札開始時刻、24. 開札終了時刻、25. 開札年月日、26. 確認済フラグ、27. 換価猶予一開始年月日、28. 換価猶予一期間区分コード、29. 換価猶予一起案年月日、30. 換価猶予一決定年月日、31. 換価猶予一決定職員番号、32. 換価猶予一決定入力年月日、33. 換価猶予一減免率、34. 換価猶予一公示年月日、35. 換価猶予一事由コード、36. 換価猶予一終了年月日、37. 換価猶予一所有、38. 換価猶予一担保種類コード、39. 換価猶予一担保提供年月日、40. 換価猶予一担保提供有無、41. 換価猶予一通知年月日、42. 換価猶予一配達方法コード、43. 換価猶予一予定職員番号、44. 換価猶予一予定入力年月日、45. 期別、46. 記事コード、47. 記事時刻、48. 記事内容、49. 記事年月日、50. 記事連番、51. 起案年月日、52. 繰上徴収一起案年月日、53. 繰上徴収一決定年月日、54. 繰上徴収一決定職員番号、55. 繰上徴収一決定入力年月日、56. 繰上徴収一公示年月日、57. 繰上徴収一事由コード、58. 繰上徴収一通知年月日、59. 繰上徴収一納付場所コード、60. 繰上徴収一配達方法コード、61. 繰上徴収一変更納期限、62. 繰上徴収一予定職員番号、63. 繰上徴収一予定入力年月日、64. 計算、65. 決済年月日、66. 決定公告年月日、67. 決定公告番号、68. 決定通知年月日、69. 決定通知番号、70. 券面額、71. 権利者氏名カナ、72. 権利者氏名漢字、73. 権利者住所漢字、74. 権利者番号、75. 権利者方書漢字、76. 見積額、77. 交渉コード、78. 交渉時刻、79. 交渉年月日、80. 交付要求一管轄裁判所コード、81. 交付要求一起案年月日、82. 交付要求一業種コード、83. 交付要求一決定年月日、84. 交付要求一決定職員番号、85. 交付要求一決定入力年月日、86. 交付要求一公示年月日、87. 交付要求一財産種類コード、88. 交付要求一施行年月日、89. 交付要求一事件番号、90. 交付要求一執行機関コード、91. 交付要求一執行機関差押日、92. 交付要求一種類コード、93. 交付要求一申立人氏名漢字、94. 交付要求一申立人住所漢字、95. 交付要求一申立人電話番号、96. 交付要求一申立人方書漢字、97. 交付要求一申立人郵便番号、98. 交付要求一担当書記官、99. 交付要求一通知年月日、100. 交付要求一破産手続開始日、101. 交付要求一配達方法コード、102. 交付要求一配当期日、103. 交付要求一配当金額、104. 交付要求一配当時刻、105. 交付要求一配当順位、106. 交付要求一配当職員番号、107. 交付要求一配当請求日、108. 交付要求一配当通知日、109. 交付要求一配当入力年月日、110. 交付要求一包括的禁止命令至、111. 交付要求一包括的禁止命令自、112. 交付要求一予定職員番号、113. 交付要求一予定入力年月日、114. 交付要求一様式、115. 公売公告年月日、116. 公売公告番号、117. 公売場所、118. 公売場所コード、119. 公売中止フラグ、120. 公売通知年月日、121. 公売通知番号、122. 公売保証金、123. 公売方法、124. 公売連番、125. 更新アクセスコード、126. 更新プログラムID、127. 更新時刻、128. 更新職員番号、129. 更新端末ID、130. 更新年月日、131. 差押一起案年月日、132. 差押一業種コード、133. 差押一決定年月日、134. 差押一決定職員番号、135. 差押一決定入力年月日、136. 差押一公示年月日、137. 差押一公売決定通知日、138. 差押一公売広告年月日、139. 差押一公売職員番号、140. 差押一公売代金、141. 差押一公売入力年月日、142. 差押一公売年月日、143. 差押一公売予告年月日、144. 差押一財産種類コード、145. 差押一施行年月日、146. 差押一事件番号、147. 差押一執行機関コード、148. 差押一執行機関差押日、149. 差押一執行裁判所コード、150. 差押一通知年月日、151. 差押一登録機関コード、152. 差押一登録番号、153. 差押一配達方法コード、154. 差押一配当金額、155. 差押一予定職員番号、156. 差押一予定入力年月日、157. 差押一様式、158. 最高価決定年月日、159. 最高価申込額、160. 最高価申込者氏名、161. 最高価申込者住所、162. 最高価申込者方書、163. 最高価申込者郵便番号、164. 指定期日、165. 支払期日、166. 支払場所、167. 支払人、168. 事業年度開始日、169. 時効中断一開始年月日、170. 時効中断一決定職員番号、171. 時効中断一決定入力年月日、172. 時効中断一決定年月日、173. 時効中断一債務の承認日、174. 時効中断一終了年月日、175. 時効中断一中断事由コード、176. 時効中断一中断停止区分コード、177. 時効中断一停止事由コード、178. 自治体コード、179. 執行停止一起案年月日、180. 執行停止一決定年月日、181. 執行停止一決定職員番号、182. 執行停止一決定入力年月日、183. 執行停止一公示年月日、184. 執行停止一事由コード、185. 執行停止一種類コード、186. 執行停止一詳細事由コード、187. 執行停止一調査額、188. 執行停止一通知年月日、189. 執行停止一配達方法コード、190. 執行停止一予定職員番号、191. 執行停止一予定入力年月日、192. 取扱窓口、193. 受付年月日、194. 受付番号、195. 処分コード、196. 処分連番、197. 証券種類コード、198. 証券状態、199. 証券番号、200. 詳細有無フラグ、201. 状態コード、202. 振出人氏名漢字、203. 振出人住所漢字、204. 振出年月日、205. 申告区分、206. 申告連番、207. 税目コード、208. 折衝相手、209. 折衝相手コード、210. 前回更新アクセスコード、211. 前回更新プログラムID、212. 前回更新時刻、213. 前回更新職員番号、214. 前回更新端末ID、215. 前回更新年月日、216. 組戻事由コード、217. 組戻年月日、218. 代金取立明細日、219. 代金納付期限、220. 代金納付時刻、221. 担当コード、222. 徴収猶予一開始年月日、223. 徴収猶予一期間区分コード、224. 徴収猶予一決定年月日、225. 徴収猶予一決定職員番号、226. 徴収猶予一決定入力年月日、227. 徴収猶予一減免率、228. 徴収猶予一公示年月日、229. 徴収猶予一事由コード、230. 徴収猶予一終了年月日、231. 徴収猶予一所有、232. 徴収猶予一申請年月日、233. 徴収猶予一担保種類コード、234. 徴収猶予一担保提供年月日、235. 徴収猶予一担保提供有無、236. 徴収猶予一通知年月日、237. 徴収猶予一配達方法コード、238. 徴収猶予一予定職員番号、239. 徴収猶予一予定入力年月日、240. 調書番号、241. 調定年度、242. 通知番号、243. 電話番号、244. 入金予定額、245. 入札開始時刻、246. 入札開始年月日、247. 入札終了時刻、248. 入札終了年月日、249. 納付委託一延滞金基準日、250. 納付委託一延滞金計算方法コード、251. 納付委託一延滞金減免率、252. 納付委託一延滞金金額指定、253. 納付委託一延滞金有無、254. 納付委託一加算金有無、255. 納付委託一決定回数、256. 納付委託一決定職員番号、257. 納付委託一決定入力年月日、258. 納付委託一受付年月日、259. 納付委託一証券枚数、260. 納付委託一振分順コード、261. 納付委託一分割方法コード、262. 買受区分、263. 売却決定時刻、264. 売却決定場所、265. 売却決定場所コード、266. 売却決定年月日、267. 売却連番、268. 不渡年月日、269. 分割納付一延滞金基準日、270. 分割納付一延滞金減免率、271. 分割納付一延滞金金額指定、272. 分割納付一延滞金有無、273. 分割納付一加算金有無、274. 分割納付一開始年月日、275. 分割納付一隔月指定コード、276. 分割納付一割増月、277. 分割納付一割増月の納付額、278. 分割納付一計算方法コード、279. 分割納付一支払方法コード、280. 分割納付一受付年月日、281. 分割納付一初回の納付額、282. 分割納付一振分順コード、283. 分割納付一入力職員番号、284. 分割納付一入力年月日、285. 分割納付一分割方法コード、286. 分割納付一分納回数、287. 分割納付一分納誓約有無、288. 分割納付一分納明細数、289. 分割納付一訪問徴収フラグ、290. 分割納付一毎月の納付額、291. 分納用フラグ、292. 分類コード、293. 返却年月日、294. 本税分納額、295. 郵便番号、296. 予定コード、297. 予定時刻、298. 予定内容、299. 予定年月日、300. 個人番号、301. 法人番号

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・委託先と同等の措置を義務付ける		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。 【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。 データ移転先に申請書の提出を求め、その法的根拠等を判断したうえでデータ移転を許可している。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

☐ 接続しない(提供)

リスクに対する措置の内容

＜団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置＞

①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。

＜団体内統合宛名システムの運用における措置＞

①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。

(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

＜中間サーバーの運用における措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	-------	---	---

リスクに対する措置の内容

＜団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置＞

①慎重な対応が求められる情報（DV被害者など）については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人（団体内統合宛名番号など）または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

②団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。

＜団体内統合宛名システムの運用における措置＞

①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。

②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

（※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。

＜中間サーバーの運用における措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<八戸市における措置> ・電子計算機の盗難を防ぐため、ユーザID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管している。 ・免震構造の市庁舎内にコンピュータ室を設置している。 ・停電によるデータ消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備を完備している。 ・ファイアウォール及びVLAN(仮想ネットワーク)により、アクセス制御を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法 <八戸市における措置> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。		
10. その他のリスク対策		
<八戸市における措置> 年に1回、評価書の記載内容通りの運用がなされていることをチェックする。本評価書に記載している内容をチェック項目としてまとめ、責任者による点検を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。 また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
②軽自動車税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①住民記録システムからの連携による入手 → 軽自動車税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 ②軽自動車税申告書減免申請書からの入手（紙） → 納税義務者等が地方税法447条等に基づき、軽自動車税申告書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ③住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 軽自動車税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → 軽自動車税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 ④その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 軽自動車税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムにおける特定個人情報の連携は、必要となる情報のみに制限している。 ・宛名システムにおいては個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・軽自動車税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに操作者の権限に応じたアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・委託先と同等の措置を義務付ける		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置＞ ①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜団体内統合宛名システムの運用における措置＞ ①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<八戸市における措置> ・電子計算機の盗難を防ぐため、ユーザID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管している。 ・免震構造の市庁舎内にコンピュータ室を設置している。 ・停電によるデータ消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備を完備している。 ・ファイアウォール及びVLAN(仮想ネットワーク)により、アクセス制御を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	
10. その他のリスク対策		
<八戸市における措置> 年に1回、評価書の記載内容通りの運用がなされていることをチェックする。本評価書に記載している内容をチェック項目としてまとめ、責任者による点検を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。 また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
[] 委託しない					
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク					
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
規定の内容		・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない		
具体的な方法		・委託先と同等の措置を義務付ける			
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）					
[○] 提供・移転しない					
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

[○] 接続しない(提供)

リスクに対する措置の内容

①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。

①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

3) 課題が残されている

リスクに対する措置の内容

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<八戸市における措置> ・電子計算機の盗難を防ぐため、ユーザID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管している。 ・免震構造の市庁舎内にコンピュータ室を設置している。 ・停電によるデータ消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備を完備している。 ・ファイアウォール及びVLAN(仮想ネットワーク)により、アクセス制御を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	<八戸市における措置> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<八戸市における措置> 年に1回、評価書の記載内容通りの運用がなされていることをチェックする。本評価書に記載している内容をチェック項目としてまとめ、責任者による点検を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。 また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
④収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ①住民記録システムからの連携による入手 → 収納事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 ②住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → 収納事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 ③その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムにおける特定個人情報の連携は、必要となる情報のみに制限している。 ・宛名システムにおいては個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・収納システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、操作者の権限に応じたアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等の措置を義務付ける	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<八戸市における措置> ・電子計算機の盗難を防ぐため、ユーザID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管している。 ・免震構造の市庁舎内にコンピュータ室を設置している。 ・停電によるデータ消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備を完備している。 ・ファイアウォール及びVLAN(仮想ネットワーク)により、アクセス制御を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<八戸市における措置> 年に1回、評価書の記載内容通りの運用がなされていることをチェックする。本評価書に記載している内容をチェック項目としてまとめ、責任者による点検を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。 また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
⑤滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ①住民記録システムからの連携による入手 →滞納整理事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 ②住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 →対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 →滞納整理事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 ③その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） →対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムにおける特定個人情報の連携は、必要となる情報のみに制限している。 ・宛名システムにおいては個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・滞納システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、操作者の権限に応じたアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等の措置を義務付ける	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<八戸市における措置> ・電子計算機の盗難を防ぐため、ユーザID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管している。 ・免震構造の市庁舎内にコンピュータ室を設置している。 ・停電によるデータ消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備を完備している。 ・ファイアウォール及びVLAN(仮想ネットワーク)により、アクセス制御を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	
10. その他のリスク対策		
<八戸市における措置> 年に1回、評価書の記載内容通りの運用がなされていることをチェックする。本評価書に記載している内容をチェック項目としてまとめ、責任者による点検を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。 また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
②請求方法	法令等で定める様式による書面の提出により開示・停止・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八戸市 財政部 住民税課 個人住民税グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3515
②対応方法	受付票を起票し、対応について記録を残す

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年9月2日
②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	[

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ①個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託の有無	4件	3件	事後	重要な変更にあたらな(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更:納税通知書には個人番号を当面記載しないこととなったため)
平成28年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ①個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項1」	納税通知書の印刷	削除	事後	重要な変更にあたらな(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更:納税通知書には個人番号を当面記載しないこととなったため)
平成28年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ①個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 「移転先1」	八戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案に定める事務実施者(別紙2参照)	八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務実施者(別紙2参照)	事後	重要な変更にあたらな(条例名の修正)
平成28年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ①個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 「移転先1」 ①法令上の根拠	八戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案	八戸市個人番号の利用に関する条例	事後	重要な変更にあたらな(条例名の修正)
平成28年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ①個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 「移転先1」 ②提供先における用途	八戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案に定める事務(別紙2参照)	八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務(別紙2参照)	事後	重要な変更にあたらな(条例名の修正)
平成28年2月24日	別紙2	八戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案に定める事務	八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務	事後	重要な変更にあたらな(条例名の修正)
平成28年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ②軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託の有無	3件	2件	事後	重要な変更にあたらな(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更:納税通知書には個人番号を当面記載しないこととなったため)
平成28年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ②軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項1」	納税通知書の印刷	削除	事後	重要な変更にあたらな(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更:納税通知書には個人番号を当面記載しないこととなったため)
平成28年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③固定資産税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託の有無	3件	2件	事後	重要な変更にあたらな(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更:納税通知書には個人番号を当面記載しないこととなったため)
平成28年2月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③固定資産税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項1」	納税通知書の印刷	削除	事後	重要な変更にあたらな(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更:納税通知書には個人番号を当面記載しないこととなったため)
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	住民税課長 板橋裕幸 資産税課長 関川義文 収納課長 久保貞二	住民税課長 板橋裕幸 財政部次長兼資産税課長 柴田義弘 収納課長 関川義文	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	(別紙2)八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務 移転先No.2 移転先	健康増進課	健康づくり推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	(別紙2)八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務 移転先No.15 移転先	健康増進課	健康づくり推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	(別紙2)八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務 移転先No.20 移転先	健康増進課	健康づくり推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅲリスク対策 ①個人住民税情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	2) 発生なし	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	Ⅲリスク対策 ②軽自動車税情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	2) 発生なし	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	Ⅲリスク対策 ③固定資産税情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	2) 発生なし	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	Ⅲリスク対策 ④収納情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	2) 発生なし	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	Ⅲリスク対策 ⑤滞納整理情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	2) 発生なし	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 0178-43-2111	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 0178-43-2111	八戸市 財政部 住民税課 個人住民税グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3515	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	住民税課長 板橋裕幸 財政部次長兼資産税課長 柴田義弘 収納課長 関川義文	財政部次長兼住民税課長 板橋裕幸 財政部次長兼資産税課長 柴田義弘 収納課長 関川義文	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ①個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項2」 ③委託先名	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム、朝日システム株式会社	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム	事後	重要な変更にあたらなない(システム開発が終了したため)
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ①個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項3」 ③委託先名	富士通株式会社 八戸支店(予定)	富士通株式会社 八戸支店	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ②軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項1」 ③委託先名	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム、朝日システム株式会社	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム	事後	重要な変更にあたらなない(システム開発が終了したため)
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ②軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項2」 ③委託先名	富士通株式会社 八戸支店(予定)	富士通株式会社 八戸支店	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ②固定資産税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項1」 ③委託先名	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム、朝日システム株式会社	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム	事後	重要な変更にあたらなない(システム開発が終了したため)
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ②固定資産税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項2」 ③委託先名	富士通株式会社 八戸支店(予定)	富士通株式会社 八戸支店	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ② 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項1」 ③ 委託先名	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム、朝日システム株式会社	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム	事後	重要な変更にあたらな(システム開発が終了したため)
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ② 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項2」 ③ 委託先名	富士通株式会社 八戸支店(予定)	富士通株式会社 八戸支店	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ② 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項1」 ③ 委託先名	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム、朝日システム株式会社	株式会社青森共同計算センター、株式会社吉田システム	事後	重要な変更にあたらな(システム開発が終了したため)
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ② 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項2」 ③ 委託先名	富士通株式会社 八戸支店(予定)	富士通株式会社 八戸支店	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	財政部次長兼住民税課長 板橋裕幸 財政部次長兼資産税課長 柴田義弘 収納課長 関川義文	財政部次長兼住民税課長 板橋裕幸 資産税課長 早狩 仁 収納課長 関川義文	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ① 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託の有無	3件	4件	事後	重要な変更にあたらな(ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ① 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項3」	税総合システム運用保守業務 ① 委託内容: アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 ② 委託先における取扱者数: 10人未満 ③ 委託先名: 富士通株式会社 八戸支店 ④ 再委託の有無: 再委託する ⑤ 再委託の許諾方法: 業務再委託承認申請書の提出を受け承認する。 ⑥ 再委託事項: 業務仕様書のうち、現地での作業を伴うもの。	税総合システム運用保守業務 ① 委託内容: アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。 ② 委託先における取扱者数: 10人以上50人未満 ③ 委託先名: 富士通株式会社八戸支店、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステム米沢 ④ 再委託の有無: 再委託する ⑤ 再委託の許諾方法: 業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥ 再委託事項: 業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな(契約内容に合わせた修正であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ① 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項4」	(新規)	税総合システム機器保守業務 ① 委託内容: ハードウェア保守、OS保守 ② 委託先における取扱者数: 10人未満 ③ 委託先名: 富士通株式会社八戸支店、【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター ④ 再委託の有無: 再委託する ⑤ 再委託の許諾方法: 業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥ 再委託事項: 業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな(ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、リスクの増大化に直結するその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ② 軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託の有無	2件	3件	事後	重要な変更にあたらな(ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ② 軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項2」	税総合システム運用保守業務 ① 委託内容: アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 ② 委託先における取扱者数: 10人未満 ③ 委託先名: 富士通株式会社 八戸支店 ④ 再委託の有無: 再委託する ⑤ 再委託の許諾方法: 業務再委託承認申請書の提出を受け承認する。 ⑥ 再委託事項: 業務仕様書のうち、現地での作業を伴うもの。	税総合システム運用保守業務 ① 委託内容: アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。 ② 委託先における取扱者数: 10人以上50人未満 ③ 委託先名: 富士通株式会社八戸支店、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステム米沢 ④ 再委託の有無: 再委託する ⑤ 再委託の許諾方法: 業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥ 再委託事項: 業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな(契約内容に合わせた修正であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ②軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項3」	(新規)	税総合システム機器保守業務 ①委託内容:ハードウェア保守、OS保守 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:富士通株式会社八戸支店、【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな (ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③固定資産税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託の有無	2件	3件	事後	重要な変更にあたらな (ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③固定資産税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項2」	税総合システム運用保守業務 ①委託内容:アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:富士通株式会社 八戸支店 ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、現地での作業を伴うもの。	税総合システム運用保守業務 ①委託内容:アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。 ②委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ③委託先名:富士通株式会社八戸支店、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステムズ ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな (契約内容に合わせた修正であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③固定資産税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項3」	(新規)	税総合システム機器保守業務 ①委託内容:ハードウェア保守、OS保守 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:富士通株式会社八戸支店、【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな (ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託の有無	2件	3件	事後	重要な変更にあたらな (ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項2」	税総合システム運用保守業務 ①委託内容:アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:富士通株式会社 八戸支店 ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、現地での作業を伴うもの。	税総合システム運用保守業務 ①委託内容:アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。 ②委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ③委託先名:富士通株式会社八戸支店、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステムズ ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな (契約内容に合わせた修正であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項3」	(新規)	税総合システム機器保守業務 ①委託内容:ハードウェア保守、OS保守 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:富士通株式会社八戸支店、【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな (ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託委託の有無	2件	3件	事後	重要な変更にあたらな (ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項2」	税総合システム運用保守業務 ①委託内容:アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:富士通株式会社 八戸支店 ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、現地での作業を伴うもの。	税総合システム運用保守業務 ①委託内容:アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応、職員からの問合せ対応などを行う。 ②委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ③委託先名:富士通株式会社八戸支店、【再委託先】朝日システム株式会社、【再委託先】株式会社データシステムズ ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな (契約内容に合わせた修正であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。)
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 「委託事項3」	(新規)	税総合システム機器保守業務 ①委託内容:ハードウェア保守、OS保守 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:富士通株式会社八戸支店、【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:業務再委託承認申請書の提出を受け、再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを確認し承認する。 ⑥再委託事項:業務仕様書のうち、パッケージ修正情報の適用・検証や職員からの問合せ対応等の一部作業。	事後	重要な変更にあたらな (ハードウェア・OSの保守業務に関する契約の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成31年4月1日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	財政部次長兼住民税課長 板橋裕幸 資産税課長 早狩 仁 収納課長 関川義文	財政部住民税課 課長 財政部資産税課 課長 財政部収納課 課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ① 個人住民税情報ファイル 2. 基本情報 ④ 記録される項目 「その妥当性」	・個人番号、4情報 : 本人確認、資料の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 住民税の課税に必要(住民日の賦課期日判定など) ・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報 : 住民税賦課に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 住民税事務において参照に必要	・個人番号、4情報 : 本人確認、資料の名寄せ、市外扶養調査を行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 住民税の課税に必要(住民日の賦課期日判定など) ・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報 : 住民税賦課に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 住民税事務において参照に必要	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ① 個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法	1. 課税資料受付事務 ・確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 2. 賦課決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断のとして利用する。 3. 調査事務 ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。	1. 課税資料受付事務 ・確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 ・ふるさと納税フンストップ特例申請書に記載された個人番号を取得し、申請者の住所地市町村に対して通知する。 2. 賦課決定事務 ・資料併合時に同一人物の資料が複数存在する場合、名寄せのために個人番号を使用する。 3. 調査事務 ・納税義務者の市外居住の被扶養者(同一生計配偶者、控除対象配偶者、扶養親族)について、個人番号を使用して扶養要件を満たしているか否か、情報照会をする。 ・個人番号が記載されたリストを作成し、個人番号を使用して住民基本台帳ネットワークシステムで被扶養者の賦課期日現在の住所地を情報照会する。 ・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、非課税判定等を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、情報提供用データを中間サーバーに記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ① 個人住民税情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<八戸市における措置> ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<八戸市における措置> ① ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 ② 申告書や電子ファイルなどは執務室内での取り扱いに限られており、使用後は定められた場所で施錠して保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更にあたらなく(管理を厳重にし、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成31年4月1日	Ⅲ リスク対策 ① 個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・個人住民税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、操作者の権限に応じたアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	・個人住民税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、操作者の権限に応じたアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・電子ファイルにはパスワードを設定する。	事後	重要な変更にあたらなく(管理を厳重にし、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
令和2年4月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 「システム14」	(新規)	① システムの名称: 地方税共通納税システム(eLTAX)【対象事務: 収納事務】 ② システムの機能: 1. 地方税共通納税データの審査と管理 2. 地方税共通納税データの連携 ③ 他のシステムとの接続: (接続なし)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	Ⅲ リスク対策 ① 個人住民税情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ② 過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	2) 発生なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	Ⅲ リスク対策 ② 軽自動車税情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ② 過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	2) 発生なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	Ⅲ リスク対策 ③ 固定資産税情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ② 過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	2) 発生なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	Ⅲ リスク対策 ④ 収納情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ② 過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	2) 発生なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	Ⅲ リスク対策 ⑤ 滞納整理情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 ② 過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1) 発生あり その内容: 市から送信されたメールマガジンの受信者間でのメールアドレスの流出 再発防止策の内容: 複数の宛先にメールを一斉送信する際は、専用ソフトの使用や、複数の担当が確認を行うことなどにより、互いのメールアドレスが表示されない形を確認し、送信する。	2) 発生なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ① > 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 > 委託事項3 > ③ 委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ① > 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 > 委託事項4 > ③ 委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ② > 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 > 委託事項2 > ③ 委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ② > 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 > 委託事項3 > ③ 委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要③>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項2>③委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要③>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項3>③委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要④>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項2>③委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要④>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項3>③委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑤>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項2>③委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑤>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項3>③委託先名	富士通株式会社八戸支店、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	Ⅰ 基本情報>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※>②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要①個人住民税情報ファイル>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1	番号法第19条第7号 別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要①個人住民税情報ファイル>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要①個人住民税情報ファイル>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	Ⅲリスク対策①個人住民税情報ファイル>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続>リスク1:目的外の入手が行われるリスク>リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	Ⅲリスク対策②軽自動車税情報ファイル>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続>リスク1:目的外の入手が行われるリスク>リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	Ⅲリスク対策③固定資産税情報ファイル>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続>リスク1:目的外の入手が行われるリスク>リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要①>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項3>③委託先名	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	富士通Japan株式会社八戸支店、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要①>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項4>③委託先名	富士通Japan株式会社八戸営業所、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	富士通Japan株式会社八戸支店、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

[illegible]

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要④>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項3>③委託先名	富士通Japan株式会社八戸支店、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、 【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サポートセンター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑤>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項2>③委託先名	富士通Japan株式会社八戸支店、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、 【再委託先】朝日システム株式会社、 【再委託先】株式会社データシステム米沢	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑤>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項3>③委託先名	富士通Japan株式会社八戸支店、 【再委託先】富士通特機システム株式会社八戸サポートセンター	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、 【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サポートセンター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	Ⅰ 基本情報>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務>②事務の内容	＜中間サーバー・団体内統合宛名システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（団体内統合宛名システム要件） ・番号法別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。（団体内統合宛名システム、中間サーバー要件） ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（団体内統合宛名システム、中間サーバー要件）	＜中間サーバー・団体内統合宛名システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（団体内統合宛名システム要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。（団体内統合宛名システム、中間サーバー要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（団体内統合宛名システム、中間サーバー要件）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	Ⅰ 基本情報>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム>システム4>③他のシステムとの接続	宛名システム等、税務システム	宛名システム等、税務システム、OCRシステム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	Ⅰ 基本情報>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム>システム5>③他のシステムとの接続	宛名システム等、税務システム、OCRシステム	宛名システム等、税務システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	Ⅰ 基本情報>2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム>	(新規)	システム15～22を追加(詳細内容省略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	Ⅰ 基本情報>4.個人番号の利用>法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞ 上欄 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務において個人番号を利用する。	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 基本情報＞5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携＞②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に掲げる「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46項) (別表第二における情報照会)の根拠 :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「国民健康保険料の徴収又は納入に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(44、45の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条) (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :(20条)	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要①＞4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託＞委託事項5	(新規)	追加(詳細内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要①＞5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1	番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要①＞5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1＞①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要①＞5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1＞②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要①＞6.特定個人情報の保管・消去＞保管場所	(内容省略)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要②＞4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託＞委託事項4	(新規)	追加(詳細内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要②＞6.特定個人情報の保管・消去＞保管場所	ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。	＜八戸市における措置＞ ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要③＞4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託＞委託事項4	(新規)	追加(詳細内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要③＞6.特定個人情報の保管・消去＞保管場所	ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。	＜八戸市における措置＞ ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要④＞3.特定個人情報の入手・使用＞①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課、住民税課、資産税課)	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課、住民税課、資産税課、国保年金課)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要④＞3.特定個人情報の入手・使用＞②入手方法	紙	紙、庁内連携システム	事前	事前通知事項(行政機関のみ)
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要④＞4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託＞委託事項4	(新規)	追加(詳細内容省略)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要④>6.特定個人情報の保管・消去>保管場所	ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。	<八戸市における措置> ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> (内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑤>3.特定個人情報の入手・使用>①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課、住民税課、資産税課)、地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課、住民税課、資産税課、国保年金課)、地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑤>3.特定個人情報の入手・使用>②入手方法	紙	紙、庁内連携システム	事前	事前通知事項(行政機関のみ)
令和7年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑤>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項4	(新規)	追加(詳細内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑤>6.特定個人情報の保管・消去>保管場所	ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。	<八戸市における措置> ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)に保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> (内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策①>7.特定個人情報の保管・消去>その他の措置の内容	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> >及び<ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策①>10.その他のリスク対策	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策②>7.特定個人情報の保管・消去>その他の措置の内容	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> >及び<ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策②>10.その他のリスク対策	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策③>7.特定個人情報の保管・消去>その他の措置の内容	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> >及び<ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策③>10.その他のリスク対策	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策④>7.特定個人情報の保管・消去>その他の措置の内容	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> >及び<ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策④>10.その他のリスク対策	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策⑤>7.特定個人情報の保管・消去>その他の措置の内容	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)> >及び<ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策⑤>10.その他のリスク対策	(内容省略)	<ガバメントクラウドにおける措置>を追記(内容省略)	事前	重要な変更
令和7年3月31日	Ⅳ開示請求、問合せ>1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求>②請求方法	八戸市個人情報保護条例第15条に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。	法令等で定める様式による書面の提出により開示・停止・利用停止請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	別紙1	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務(提供先)	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表に定める事務(提供先)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	別紙1 法令上の根拠(項番)	各行(内容省略)	番号法及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令の改正に伴い、各行を修正(内容省略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	別紙2 表の1行目	法別表第一項番	法別表項番	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	別紙2 法別表項番	各行(内容省略)	番号法及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令の改正に伴い、各行を修正(内容省略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	別紙2 移転先NO.2 移転先	健康づくり推進課	保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	別紙2 移転先NO.12 移転先	子育て支援課	こども家庭相談室	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	別紙2 移転先NO.15 移転先	健康づくり推進課	すくすく親子健康課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月31日	別紙2 移転先NO.19 情報の対象となる人数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要①>5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供・移転の有無	移転を行っている (24) 件	移転を行っている (25) 件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月23日	別紙2	(新規)	移転先NO.4の後に、移転先NO.5として法別表項番24の事務を追加し、以降の移転先NO.を1ずつ加算	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月23日	別紙2 移転先NO.9 情報の対象となる人数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年5月23日	別紙2 移転先NO.11 情報の対象となる人数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない